

I. 平成 28 年度の業務実施の背景等

1. 機構の設立・改組の経緯

平成 20 年秋以降の金融経済情勢の急速かつ大幅な悪化等を受け、我が国地域経済が低迷を余儀なくされる中、地域経済の再建を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的として平成 21 年 6 月に公布された「株式会社企業再生支援機構法」に基づき、同年 10 月、当機構の前身である(株)企業再生支援機構が設立された。

その後、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援の推進が喫緊の政策課題となっていること等を踏まえ、平成 25 年 1 月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、同年 3 月 18 日に「株式会社地域経済活性化支援機構法」（以下「機構法」という。）が施行され、(株)企業再生支援機構から(株)地域経済活性化支援機構への抜本的改組及び機能拡充が行われた。この際、事業再生支援に加え地域経済活性化に資する事業活動を支援するための機能が追加された。

また、平成 26 年 10 月に、「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が施行され、当機構の機能に、新たに、事業再生ファンド及び地域活性化ファンドに対する有限責任組合員（LP）として出資する機能（特定組合出資）と、経営者保証の付された貸付債権等の買取を行う機能（特定支援）の追加など必要な機能拡充が行われた。

今回の業務の実施状況評価は、機構法第 34 条及び機構法施行規則第 15 条第 4 項第 21 号の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日（以下「平成 28 年度」という。）までを対象として、当機構の業務の実施状況について評価を行うものである。

2. 事業運営の基本方針、及び役割

(1)事業運営の基本方針

機構法において、機構の目的は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、事業再生支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うこととされている（※）。

当機構は、機構法の目的を達成するため、以下の 3 つを事業運営の基本方針として掲げている。

①先導的な地域活性化・事業再生モデルの創造

個別事業者の再生のみならず、地域産業や企業グループ等の一体的再生や業態変革・業界再編等も視野に入れ、官民の英知を結集し成功事例を創出することで、経済の新陳代謝と活性化に資する先導的なモデルの創造に取り組むこと。

②地域活性化・事業再生ノウハウの蓄積と浸透

当機構が持つ多様な枠組み・機能や他の支援機関との連携等により、地域活性化・事業再生ノウハウの全国的な蓄積と浸透を図ることを通じて、地域において自律的かつ持続的に地域活性化・事業再生が行われるよう、触媒としての役割を果たすこと。

③専門人材の確保と育成、および地域への還流

地域活性化・事業再生に不可欠な専門人材と経営人材の確保と育成を図るとともに、地域にこうした人材を還流させる機能を果たすこと。

(※) 機構法第1条

株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする。

(2)企業のライフステージに応じた当機構の役割

当機構の役割は、事業運営の基本方針に沿って地域金融機関の地域活性化への取組みを支援することである。

地域金融機関が、地域経済・産業の現状・課題を踏まえて、地元企業のライフステージに合わせたソリューションを提供するために行う事業性評価をサポートするとともに、ソリューション提供ツールとしてのファンドの設立・運営、事業再生を支援する役割を担っている。

また、当機構は時限組織であるため、地域金融機関による地域活性化への取組みが自律的・持続的に行われるよう環境を整備する役割も担っている。

3. 事業運営の態勢

(1)監視・牽制体制

事業者や投資の規模等に応じ、経営会議(常勤の役員等で構成)における協議を経たうえで、①上場企業等への投資については地域経済活性化支援委員会(以下「委員会」という。)、②出融資等の総額が一定額を超える事業者等への投資については取締役会、③それ以外の投資については代表取締役社長が再生支援等の可否を決定している。委員会及び取締役会には社外取締役5名及び社外監査役3名が、経営会議には社外取締役1名(委員会の委員長)が参加し、独立した中立的立場から監視・牽制機能を発揮している。代表取締役社長が決定する案件は、社外取締役及び社外監査役がメンバーである取締役会への報告事項とすることにより、牽制機能が働く仕組みを構築している。

また、取締役会、委員会に対するアドバイザー機能として、中小企業や金融等の分野で豊富な経験と高い見識を有する社外有識者2名を特別顧問として配置し、適宜委員会・取締役会

への助言を得る体制を構築している。

なお、ファンド運営子会社の監視・牽制については、以下のような仕組みを構築している。

- i) 同子会社の業務運営に係る重要事項の決定は当機構の取締役会の承認事項とする。
- ii) 当機構における同子会社の経営管理を統括する責任者と同子会社の経営責任者は別とし、当機構と同子会社の出資先のファンド等との間の利益相反等に関わる重要事項は、特定経営管理業務を所掌しない当機構役員がチェックを行う。
- iii) 同子会社の出資先のファンドに設置される投資委員会は、同子会社及び同子会社と共同してGPとなる地域金融機関等から派遣される投資委員で構成する。更に外部の有識者等を必要に応じて招聘する等により投資判断の透明性等を確保する。また、投資委員の選任については、当機構の取締役会での承認を要し、一定額を超える事業者等への投資等に係る投資委員会での同派遣投資委員の議決権行使については、当機構の経営会議での協議を経た上で、代表取締役社長の承認を要するものとしている。

(2)利益相反事項の検証と確認

再生支援に係る再生支援決定、買取決定及び出資決定等を行う取締役会及び委員会において、案件と特別の利害関係を有する者は機構法上議決に加わることができないこととされている。また、取締役の兼業については取締役会、職員の兼業については当機構内の兼業審査委員会での承認を要することとしている。

更に、前述のとおり、ファンド運営子会社が運営するファンドについては、当機構と同ファンドの出資先（事業再生・地域活性化ファンド）との間における利益相反等の重要事項について、特定経営管理業務を所掌しない当機構役員が検証を行う体制としている。

(3)投資方針

法目的の達成に向け、可能な限り多くの支援を行うとの方針で取り組んでいる。

再生支援については、「メインバンク、スポンサー等から資金支援を受けるなど、民間の資金を最大限に活用する」「機構による出資はスポンサーへの譲渡までの暫定的措置である」等の支援基準に基づき、民間や他のファンドでは対応困難な案件に積極的に取り組むとの基本方針の下で支援を行っている。なお、当機構が再生支援決定を行った67件（平成29年3月末現在）のうち59件は出資を行わないものとなっている。

また、当機構が特定経営管理を行うファンド運営子会社が地域金融機関等と共同して行う無限責任組合員（GP）としての出資については、「民間事業者による出資の額の見込みに照らし必要最小限のものであること」、特定組合出資機能については、「一組合への出資限度額は、出資約束金額総額の2分の1以下であること」等の支援基準に基づき、民間資金の「呼び水」となるための適切な水準となるよう設定し、民業補完の確保に努めている。

(4)投資実績の評価

個別の再生支援案件については、原則として、月次で売上高等の各種指標のほか再生計画で定めた改善施策の進捗等を確認するとともに、四半期毎に、実行した投融資の毀損可能性

等を評価している。

また、機構が出資しているファンドにかかる投融資先事業者についても、事業（再生）計画に基づき、原則として、月次で財務状況等を確認している。

また、当機構を含む官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、政府がその活動を評価・検証し、所要の措置を講じていくため、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」において「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月）が策定され、同ガイドラインに基づき各ファンドに対する検証作業も行われている。同ガイドラインに基づき作成した当機構の K P I（政策目標等の達成状況が事後検証可能な指標）は別紙 1 のとおりであり、当該 K P I に基づく評価を行いながら、同ガイドラインが求める事項に適切に対応し、引き続き同ガイドラインに即した運営に努める。

(5)ポートフォリオマネジメント

個別案件におけるリスクテイクとポートフォリオマネジメントについては、当機構の公的な性格も踏まえ、リターン見込みの多寡により投資判断を行うものではないが、投資案件全体として元本確保を図るよう努めている。そのため、再生支援案件においては生産性向上・財務健全化等に係る支援基準を満たすなど、また、ファンドからの投資案件については事業性評価を行い回収の蓋然性を検証するなど、投下資金以上の回収が見込まれる案件を支援するよう努めている。

なお、実行した投融資のモニタリングについては、個別案件のモニタリングを行う案件担当チームとは別の組織に属するモニタリングチームが全体的状況を把握して行い、四半期毎に取締役会及びモニタリング会議に報告している。

4. 平成 28 年度における新たな動き

「日本再興戦略」2016 及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」において、以下の施策が盛り込まれた。また、金融庁の「平成 28 事務年度金融行政方針」には以下の方針が盛り込まれた。こうした政府の方針により、地域経済活性化に向けた機構の果たすべき役割について期待が寄せられている。

○「日本再興戦略 2016」（機構関連一部抜粋）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

- ・ 地域経済活性化支援機構（REVIC）、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給（地域ヘルスケア産業支援ファンド等）、事業化支援人材の供給、優良事例の顕彰等を有機的につなげることで、ヘルスケア分野のエコシステム作りを行う。
- ・ 温泉街等のまとまりのあるエリアを一体で丸ごと再生し、観光地としてのポテンシャルを強力に引き出すため、「観光地再生・活性化ファンド（仮称）」の全国での継続的な展開に向け、それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を地域経済活性化支援機構（REVIC）によるファンド組成終了後も

安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討する。

- ・ 「日本人材機構」等と連携しつつ、企業と金融機関との対話を通じて明らかとなった企業側の課題を解決できるような経営幹部人材の確保に向け、金融機関の具体的な取組を促す。

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（機構関連一部抜粋）

（平成28年12月22日閣議決定）

- ・ 株式会社日本政策投資銀行や株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社地域経済活性化支援機構等などの官民ファンドや地域金融機関等設立の地域ファンド等によるエクイティファイナンス・メザニンファイナンス等、既に整備されている枠組みの活用を促すことに加え、証券会社やプライベートエクイティファンド等にそれぞれの機能をいかした取組を促す。
さらに、地域企業の経営改善や、観光業・農林水産業の強化・成長を促すべく、民間金融機関、政府系金融機関、官民ファンド等が設立するファンドの活用を図る。
- ・ 円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により、廃業しやすい環境の整備を行うとともに、地方公共団体の損失保証付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促進する。
- ・ REVICと地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドや株式会社海外需要開拓支援機構の活用、ロケツーリズム・エコツーリズムといったテーマ別の観光資源のネットワーク化により、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくりを図る。
- ・ 各道府県に整備された「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活動を支援し、各種支援機関、地域金融機関、株式会社日本人材機構、民間人材ビジネス事業者等との連携等を通じて発掘した、潜在成長力を持つ地域企業に対し、新たな取組に積極的に挑戦する「攻めの経営」への転身と、新たな事業展開を支える経験豊富なプロフェッショナル人材の活用を促す。このプロセスで具体化された人材ニーズを基に、民間人材ビジネス事業者や株式会社日本人材機構等と協力し、プロフェッショナル人材の地方での採用を増やすことを目指す。

○「平成28事務年度 金融行政方針」（機構関連一部抜粋）（平成28年10月）

- ・ 顧客企業による外部の専門人材の活用にあたっては、地域活性化・事業再生ファンドによるハンズオン支援や、地域経済活性化支援機構（REVIC）及び日本人材機構による支援が有効であることから、金融機関に対し、こうした支援機関との密接な連携やその機能の積極的な活用を促す。
- ・ 金融機関に対し、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の積極的な活用を促す。

当機構としては、これらも踏まえ、機構の有する多様な枠組み・機能や他の支援機関との連携等により、地域経済を支える事業者等を支援し、地域経済の活性化に繋げていく。

Ⅱ. 業務の実施状況とその評価

機構法第1条の機構の目的に規定されている①事業再生支援及び②地域経済の活性化に資する事業活動の支援（前掲Ⅰ. 2. (1)）について実施状況評価を行う。

1. 地域経済活性化を図るための事業再生支援

(1) 基本的認識

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者について、事業再生計画に基づき、過大な債務の削減等を通じた財務の再構築や事業内容の見直しによる十分な事業利益の確保により、競争力の回復と事業再生を支援する業務を行っている。

事業再生支援を進める上で、我が国の事業者の大多数を占め、各地域で経済を支える中小企業等に対する支援が重要である。このような認識の下、事業再生に係る相談受付、事業者・債権者等関係者との協議・調整及び事業再生計画の策定支援等の再生支援決定に係る取組みや、中小企業再生支援協議会との連携・協力を通じた事業再生支援に係る取組みを進めてきた。また、再生支援決定を行った事業者については、事業継続に重大な懸念が生じた場合の対応体制の強化を図った上で、モニタリング管理や経営人材の派遣等を通じて事業再生計画の進捗状況等を定期的に又は必要に応じて随時把握し、事業者を巡る経営・事業環境の変化等に対処しながら、その着実な事業再生と企業価値の向上に取り組んできた。

当機構は、事業者の規模・属性や支援形態等に応じた柔軟な支援決定が可能となる態勢をとっている。(株)地域経済活性化支援機構に改組して以降、平成29年3月末現在で67件の再生支援決定を行っているが、いずれも中小企業や病院等の中小・中堅規模の事業者であり、製造業、医療、学校等の地域密着型の業種が多く、地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うという法令上の目的に沿ったものとなっている。また、地域活性化に係るノウハウの全国的な浸透を図ることが重要であるとの認識の下、地域の再生現場の強化に取り組んでいるところである。

なお、平成28年3月に、公正取引委員会が策定・公表した「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」を受けて、事業再生支援を行う際の基準となる「株式会社地域経済活性化支援機構支援基準」が同年7月に改正された。当機構は公的再生支援を行う際に競争政策の観点から留意すべき事項を踏まえ、公正かつ自由な競争を阻害することがないようにするため、中立かつ公正な立場で、引き続き再生支援に取り組んでいる。

(2) 再生支援の実績

平成28年度においては、景気回復基調の中、デューデリジェンス中の関係者との交渉及び調整に時間を要したものの、20件の再生支援決定を行うとともに、13億円の出資・融資等の資金供給を行い、これらの支援を通じて約3,600人の雇用維持を図っている（当機構に改組された平成25年3月18日以降の支援決定件数は、67件）。なお、再生支援決定を行った案件（公表案件に限る。）の概要については別紙2「支援決定事業者の再生計画の概要等」参照。

平成28年度においても、機構は、当事者だけでは難航しがちな債権者間の利害調整への対

応を行い、案件に応じて、事業者には最適な人材を派遣して事業再生に関する助言・指導等を行うことなどを通じて、多くの業種において、地域活性化に資する事業再生の成功モデルを積み上げている。

支援にあたっては、主務大臣が定める「株式会社地域経済活性化支援機構支援基準」（以下「支援基準」という。）との適合性を案件毎にチェックし、支援基準が満たされていることを確認したうえで支援を決定している。相談体制については、相談窓口として金融等の専門家が地域別担当チームを編成して対応しているほか、信用金庫・信用組合からの事業再生・地域活性化に関する専門相談窓口を設けている。更に、従来の大阪オフィス、福岡オフィス、仙台オフィスに加え、平成 28 年度には 5 月に熊本オフィスを開設し、熊本地震の被災地区の相談受付機能等の強化を図っている（事業再生支援に関し、平成 28 年度の相談受付件数は 63 件、当機構に改組された平成 25 年 3 月 18 日以降、平成 29 年 3 月末までの間では 449 件の相談を受け付けている）。

当機構においては、役職員が全国の金融機関を訪問し、再生支援の相談や質問を受け付け、支援案件の掘り起こしを進めているところであり、こうした取り組みにより、できる限り多くの中小企業の相談に乗り、支援実績へ結び付けている。

2. 地域経済活性化に資する事業活動に対する支援

(1) 基本的認識

地域における事業再生や地域活性化事業活動に係る支援機能を持続的なものとして整備・拡充していくことが地域経済の活性化にとって重要である。このような認識の下、地域毎の具体的なニーズを踏まえながら、地域金融機関等と共同した事業再生ファンド及び地域活性化ファンドの設立・運営・出資を行うとともに、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝を促すための特定支援、地域金融機関等に対する特定専門家派遣、研修会開催及び地域金融機関からの人材の受入れ等、地域の再生現場の強化と地域活性化に資する支援に係る取組みを引き続き積極的に進めている。

なお、地域経済活性化に資する事業活動に対する支援に係る体制構築の一環として、平成 25 年 6 月に、事業再生ファンド及び地域活性化ファンドを設立・運営する子会社として REVIC キャピタル株式会社を設立、さらに、地域金融機関等との共同出資により、地域活性化ファンドを設立・運営する子会社として、平成 27 年 1 月に NCB キャピタル株式会社を、平成 27 年 3 月に REVIC パートナーズ株式会社を設立した。

また、前述のとおり信用金庫・信用組合に対する専門相談窓口、大阪オフィス、福岡オフィス、仙台オフィス及び熊本オフィスを設置する等の支援体制の整備・強化を図った。

29 年 2 月には、環境省との間で、国立公園の豊かな自然環境を活かした地域活性化を推進するため、包括的連携協定を締結し、観光を軸とした地域活性化モデルの構築に向けた取組みを進めている。

(2) ファンドの設立実績

地域の経済成長を牽引する事業者を支援するため、金融機関等と協同して、地域活性化ファ

ンドの運営を行っている。

平成 28 年度においては、熊本地震による被害からの復興や復旧を目的とした 2 つのファンド組成を含め、地域金融機関等と共同して 4 件のファンドを設立した(改組からの累計 35 件)。ファンドを共同で運営することで、当機構の持つノウハウを金融機関等に移転し、金融機関等の支援能力向上に寄与することにより、各地域における事業者に対する支援の充実を図っている。

なお、平成 26 年 5 月に組成したトリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合においては、ファンド運営を通じて地域活性化のノウハウが移転されたことに伴い、共同 G P である山口キャピタル株式会社に対し、REVIC キャピタル株式会社の持分は全て譲渡を行った。

(参考) **別紙 3**「事業再生ファンドの組成状況」及び**別紙 4**「地域活性化ファンドの組成状況」参照。

(3)特定組合出資（LP 出資）の実績

地域活性化ファンドや事業再生ファンドに対し、LP として出資を行っている。

平成 28 年度において、2 件のファンドに対して特定組合出資決定を行った（改組からの累計 23 件）。当機構が出資を行い呼び水となることで、民間によるリスクマネーの供給や地域経済活性化・事業再生支援の担い手である地域金融機関等の事業者に対する支援能力の向上を図った。

(参考) **別紙 5**「特定組合出資の状況」参照。

(4)機構が出資するファンドの投資実績

平成 28 年度においては、機構が出資する 40 件のファンドの内、32 件のファンドにおいて 70 件の投資を実行した（改組からの累計 148 件）。

事業者のライフステージに対応した地域活性化ファンドからの投資実行については、地域での雇用創出を通じた地域活性化への貢献も意識して取り組んでいる。地域ヘルスケア産業支援ファンドや産学連携ファンドにおいて新たな事業モデルを創設しようとする事業者や、観光活性化ファンドにおいて地域の観光事業を拡大しようとする事業者に対しての支援といった、地域雇用に波及していくような支援を行っている。

(5)特定支援の実績

経営者保証の付いた貸付債権等を当機構が金融機関等から買取り、事業者の全ての金融債務の整理と「経営者保証に関するガイドライン」に沿った経営者個人の保証債務の整理を一体で行っている。

平成 28 年度においては、商取引に係る債務や租税債務が残っているために採り上げができない相談案件が想定以上に多い中、21 件の特定支援決定を行った（改組からの累計 45 件）。これにより、事業の継続が困難な事業者の円滑な退出を促し、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝を促した。また、ベストプラクティスを創出した案件をホームページに特定支援案件事例集として掲載するなど、広くモデルを周知した。

(6)特定専門家派遣実績

地域経済活性化や事業再生の担い手である金融機関等やその支援・投資先である事業者に対し、専門的なノウハウを持った人材を当機構から派遣する業務を行っている。特定専門家派遣は、当機構が持っている知見やノウハウを移転・浸透することを目的にしており、派遣される専門家は、金融機関等が行う事業性評価や事業者の課題解決に対する助言等を行う。

平成 28 年度においても、引き続き多くの地域金融機関から要望があり、特定専門家派遣決定を 37 件行った（改組からの累計 152 件）。

特定専門家派遣により当機構の事業性評価のノウハウの移転が進んでおり、派遣先金融機関から事業再生案件や特定支援案件の紹介事例も出てきている。

（参考）別紙 6「特定専門家派遣の状況」参照。

(7)専門人材の育成と地域への還元

事業再生ノウハウ等の地域への移転、地域での人材育成を図る取組みとして、地域金融機関等に対する事業再生等に関する研修会・勉強会を開催（平成 28 年度 178 回開催。改組からの累計 501 回）するとともに、地域金融機関から長期出向者を受け入れている（平成 29 年 3 月末現在、地域金融機関 18 名が在席）。また、平成 26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地域金融機関による事業性評価等をサポートするための一層の取り組みが機構に求められているところ、平成 27 年 1 月に地域金融機関向け短期トレーニー制度を開始し、地域へのノウハウ移転・人材育成等の取組みを強化している（平成 28 年度は 30 名の地域金融機関職員が短期トレーニー制度を活用）。地域金融機関の方々が、出向や短期トレーニー期間中に得た事業再生支援や事業性評価等の知見を出身金融機関に復帰後の業務に生かしていただくことにより、地域において自律的・持続的に地域活性化・事業再生が行われる環境づくりに寄与するものと考えている。

平成 27 年 7 月には、経済産業省と「ヘルスケア・アクセラレーター・ビレッジ」を創設・協同運営していくことを決定し、投資前段階から、リスクマネーと一体的に事業化支援を提供する機能を整備することで、ヘルスケアビジネスの創出を加速させ、地域経済活性化を図ることとした。

さらに、平成 27 年 10 月には、全国信用組合中央協会が創設した「しんくみアドバイザー制度」のアドバイザーとして登録を受け、アドバイザーとして専門的知見を活用し、専門家の派遣等の人材支援、信用組合の融資先等の事業者等の経営改善、事業再生・転廃業支援、成長支援等を包括的に行い、信用組合の地域活性化への取り組みをサポートしている。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において提言のなされた、経営（サポート）人材のマッチング等を行う子会社として、平成 27 年 8 月に株式会社日本人材機構を設立した。同子会社は、地方企業に対し、今後の発展に必要な経営幹部人材を紹介し、地方企業の生産性を上げ、雇用・賃金を拡大・向上させるべく、地域経済活性化に向けた活動に取り組んでおり、人材紹介の実績を上げはじめたところである。

(8)熊本地震に対する取組

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受け、同年 5 月に、被災地の地域金融機関や地方公共団体等と連携して、被災事業者の方々の事業再建をはじめ、被災地の復旧・復興に関する相談、助言、案件受付等を行う拠点として、熊本事務所を開設した。同事務所では、当機構の職員に加え、東日本大震災を経験した地方銀行や東日本震災事業者再生支援機構の職員の出向を受け、地域金融機関等を通じて、被災された事業者の情報収集・相談対応、助言や案件受付を行った。

また、地域金融機関等への特定専門家派遣業務を通じて、被災事業者に対する復旧・復興に関する初期対応の助言、事業性評価の支援を行った。

同年 7 月には、被災事業者の方々の復旧・復興を支援する「熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合」と「九州広域復興支援投資事業有限責任組合」の 2 つのファンド組成を行い、円滑な資金提供等により、被災事業者の事業再生や被災地域の復旧・復興に寄与する支援に取り組んでいるところである。

Ⅲ. 総括

今回、当機構が平成 28 年度に実施した業務に係る実施状況の評価を行ったところであるが、当機構の有する多様な枠組み・機能や他の支援機関との連携等により、地域活性化・事業再生ノウハウの全国的な浸透が着実に図られており、それぞれの地域において自律的かつ持続的に地域活性化・事業再生が行われるよう、当機構は触媒としての役割を果たしているものと考えている。

こうした取組から、当機構は平成 28 年度においては、「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において意見陳述し、続く「観光まちづくり専門家会議」に構成員として参加したり、国立公園という観光資源の有効な活用を行うため環境省と連携協定を締結するなど行政への協力も行うこととなった。

当機構としては、今後とも地域金融機関等との連携を更に深め、各地域の具体的なニーズに適切に対応しながら、地域経済活性化を図るための事業再生支援や、地域経済の活性化に資する事業活動の支援（地域活性化ファンド等の設立・運営・出資、経営者保証の付された貸付債権等の買取、地域金融機関等に対する特定専門家派遣、研修、人材受入れ等）を通じた地域活性化・事業再生ノウハウの蓄積と浸透を図る取組みを積極的に進めていくこととする。

以上

(参考) 第8期決算の概要

当機構の業務運営については、将来の業務や事業規模の見通し等を踏まえ予算案を作成し、主務大臣の認可を得て執行するとともに、決算及び事業報告について、会計監査人及び社外監査役による監査、主務大臣の承認を受けている。

1. 財産及び損益の状況

区 分	第5期 (平成25年度)	第6期 (平成26年度)	第7期 (平成27年度)	第8期(当期) (平成28年度)
営業収益(百万円)	2,683	18,434	792	629
経常利益(百万円)	△1,083	13,335	△4,728	△5,314
当期純利益(百万円)	△1,088	12,369	△4,715	△5,325
1株当たり当期純利益(円)	△2,356.69	26,527.14	△9,039.72	△10,207.59
総資産(百万円)	111,410	128,299	122,598	117,434
純資産(百万円)	110,689	126,059	121,343	116,061
1株当たり純資産額(円)	239,746.36	241,634.68	232,594.96	222,469.08

2. 貸借対照表・損益計算書の主な項目の説明

(1)貸借対照表（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	107,686	流 動 負 債	430
現金及び預金	74,779	未払費用	252
有価証券	20,000	預り金	54
貸出金	2,913	賞与引当金	116
営業投資有価証券	9,289	役員賞与引当金	4
未収入金	406	リース債務	2
未収還付法人税等	26		
未収消費税等	118		
立替金	100		
その他	52		
		固 定 負 債	942
固 定 資 産	9,747	退職給付引当金	771
有 形 固 定 資 産	214	役員退職慰労引当金	35
建物	96	資産除去債務	131
工具器具及び備品	112	リース債務	3
リース資産	5	その他	0
		負 債 合 計	1,373
無 形 固 定 資 産	53	（ 純 資 産 の 部 ）	
投資その他の資産	9,480	株 主 資 本	116,018
関係会社株式	9,052	資 本 金	26,084
差入保証金	418	利 益 剰 余 金	89,933
その他	9	その他利益剰余金	89,933
		繰越利益剰余金	89,933
		評 価 差 額 金 等	42
		その他有価証券評価差額金	42
		純 資 産 合 計	116,061
資 産 合 計	117,434	負 債 ・ 純 資 産 合 計	117,434

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表の主なものとしては、資産の部の現預金、有価証券及び短期貸付金（譲渡性預金）として 947 億円、貸出金（支援対象事業者 1 4 社に係る債権買取及び新規融資）として 29 億円、営業投資有価証券（特定組合出資 2 3 件等）として 92 億円、関係会社株式（支援対象事業者 5 社及びファンド運営会社 3 社、人材派遣会社 1 社に対する出資）として 90 億円となった。負債の部は退職給付引当金として 7 億円、純資産の部は、資本金として 260 億円、利益剰余金として 899 億円となった。

(2)損益計算書（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		629
営 業 費 用		5,951
営 業 利 益		△ 5,322
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
有 価 証 券 利 息	0	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	7	8
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	0
経 常 利 益		△ 5,314
税 引 前 当 期 純 利 益		△ 5,314
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		10
当 期 純 利 益		△ 5,325

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の主なものとしては、営業収益（支援決定手数料、貸出金利息等）として 6 億円、営業費用（デューデリジェンス費用、人件費及び地代家賃等）として 59 億円、営業利益は▲53 億円、当期純利益は▲53 億円となった。

(3)株主資本等変動計算書（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	26,084	95,259	95,259	121,343		-	121,343
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	△ 5,325	△ 5,325	△ 5,325	-	-	△ 5,325
株主資本以外の項目の当期変動額	-	-	-	-	42	42	42
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△ 5,325	△ 5,325	△ 5,325	42	42	△ 5,282
当 期 末 残 高	26,084	89,933	89,933	116,018	42	42	116,061

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)のKPI

政策目的

地域における中小企業等に対する事業再生支援態勢を強化するとともに、事業転換や新事業及び地域活性化事業に対する支援を推進し、もって地域経済の活性化に貢献する。

I. ファンド全体に関するKPI

1. 直接の再生支援等を通じた地域への貢献	2. 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援	3. ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保)
(1) 具体的な検討を行った案件に対する関与度合い ・達成率目標=50%以上 (2) 先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ・達成率目標=75%以上 (3) ハンズオン支援等による収益改善 ・達成率目標=90%以上 (4) 地域経済への貢献 ・達成率目標=90%以上 (5) 金融機関等との連携 ・達成率目標=90%以上 ※(2)～(5)については、再生支援決定した案件について評価 (6) 特定支援業務(個人保証付債権の買取)を通じた地域経済活性化への貢献 ・達成率目標=90%以上	(1) 各都道府県での支援実績の積上げ ・達成率目標=平成34年度末までに75%以上 (2) 地域への知見・ノウハウの移転 ・達成率目標=平成34年度末までに100%(累計250件) (3) 地域経済への貢献 ・達成率目標=75%以上 (4) 金融機関等との連携 ・達成率目標=90%以上	・機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合:60%以上 4. 中小企業等への重点支援の明確化 ・中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む) 5. 機構全体の収益性確保 ・出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1.0倍超)

II. 個別案件に関するKPI

- 再生支援決定基準における
 - 生産性向上基準に掲げられた指標※1
 - 財務健全化基準に掲げられた指標※2
 - キャッシュフロー等収支に係る指標※3のほか
 - 案件の特性に応じた指標※4

- ※1 自己資本当期純利益率、有形固定資産回転率、従業員1人当たり付加価値額、これらに相当する生産性の向上を示す他の指標のいずれか
- ※2 有利子負債のキャッシュフローに対する比率及び経常収入と経常支出の割合
- ※3 売上高、営業利益、EBITDA、資金繰り等の収支に関わる計数
- ※4 例えば、病院の場合は病床稼働率 等

- 支援する意義・必要性の判断に係る重要事項として、雇用確保数、関連取引先数など地域経済への貢献度を示す指標

ファンド全体のKPI

(株)地域経済活性化支援機構

KPI	進捗状況(平成29年3月末時点)	成果目標	KPI区分
1 直接の再生支援等を通じた地域への貢献			
(1) 具体的な検討を行った案件に対する関与度合い 具体的な検討を行った案件の全てについて、①再生支援決定に基づく支援(2点)、②経営改善や機構以外の事業再生の進め方等に係る助言による支援(1点)を確実に行ったか ※以下の(2)～(5)については、再生支援決定した案件について評価	達成率68%(平成29年3月末) ◆ 具体的な検討を行った案件150件(累計)について、再生支援決定56件を実施 	・達成率目標=50%以上	A
(2) 先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等 ①民間資金(スポンサー、取引金融機関等の出融資)を活用したか、②知見・ノウハウの移転(ハンズオン支援等)を行ったか、③その他先導的なモデルを創造・活用できたか (上記のうち2つ以上:2点、1つ該当:1点)	達成率80%(平成29年3月末) ◆ 民間資金の活用や知見、ノウハウの移転(ハンズオン支援)、先導的なモデルの創造・活用により、個別案件を通じた新たな再生・活性化モデルの創造や普及を図る 	・達成率目標=75%以上	A
(3) ハンズオン支援等による収益改善 ハンズオン支援等を行っていくことで、収益改善を図ることができたか (改善:2点、一定程度改善又は改善見込み:1点)	達成率95%(平成29年3月末) ◆ ハンズオン支援やスポンサーとの協働参加による事業再生計画を推進 	・達成率目標=90%以上	A
(4) 地域経済への貢献 事業者の再生支援を通じて雇用者の確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか (貢献:2点、一定程度貢献又は貢献見込み:1点)	達成率96%(平成29年3月末) ◆ ①雇用継続、②関連取引先の維持、③地域ファンド活用、④その他(例えば、病床維持等)により、事業再生を通じて地域経済へ貢献 	・達成率目標=90%以上	A
(5) 金融機関等との連携 個別企業の事業再生を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関間調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果が発揮できたか等) (連携:2点、一定程度連携又は連携見込み:1点)	達成率91%(平成29年3月末) ◆ 金融機関間の調整や知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての役割を發揮 	・達成率目標=90%以上	A

ファンド全体のKPI

(株) 地域経済活性化支援機構

KPI	進捗状況(平成29年3月末時点)	成果目標	KPI区分
(6) 特定支援業務(個人保証付債権の買取)を通じた地域経済活性化への貢献 特定支援を行った案件について、経営者の再チャレンジに貢献できたか (貢献:2点、一定程度貢献又は貢献見込み:1点)	達成率89%(平成29年3月末) ◆ 特定支援案件44件について、経営者の再チャレンジが具体的に決定している先35件、再チャレンジに向けた活動継続中の先9件 	・達成率目標 = 90%以上	B
2 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援			
(1) 各都道府県での支援実績の積上げ ①再生支援決定、②特定専門家派遣、③ファンド組成(マザーファンド活用を含む)、④研修・説明会実施(1件0.2点)のいずれかの支援実績を、各都道府県において広範囲に積み上げられたか (上記のうち2つ以上:2点、1つ該当:1点)	達成率96%(平成29年3月末) ◆ 1点:3都道府県 ◆ 2点:44件 今回の目標ライン(35%) 評点ベース:96%(全都道府県カバー率:100%) 	・達成率目標 = 平成34年度末までに75%以上 ※測定時点目標: 35%	A
(2) 地域への知見・ノウハウの移転 地域金融機関等への特定専門家派遣や地域金融機関等からの人材の受入れ等を平成35年3月末までに累計で250件以上行う (特定専門家派遣・人材受入れ等の累計 ÷ 250件 × 100%)	達成率86%(平成29年3月末) ◆ 特定専門家派遣(114件) + 人材受入れ(108件) = 217件 今回の目標ライン(40%) 達成率86% 	・達成率目標 = 平成34年度末までに100% ※測定時点目標: 40%	A
(3) 地域経済への貢献 事業者等の再生・活性化支援を通じて雇用者の創出・確保及び関連取引先の維持等に対して貢献できたか (貢献:2点、一定程度貢献又は貢献見込み:1点)	達成率87%(平成29年3月末) ◆ 事業再生・地域活性化ファンドを通じた投資の実行により、地域経済への貢献を図る 目標ライン(75%) 達成率87% 	・達成率目標 = 75%以上	A
(4) 金融機関等との連携 ファンド組成、特定専門家派遣等を通じて金融機関等と連携ができたか(例えば、金融機関等への知見・ノウハウの移転、民間資金の呼び水としての効果、自治体との連携等、再生・活性化の機能が発揮できたか) (連携:2点、一定程度連携又は連携見込み:1点)	達成率99%(平成29年3月末) ◆ ファンドの組成、地域金融機関やファンドに対する特定専門家の派遣、金融機関等からの人材受入れにより、地域金融機関との連携を図り、地域経済の活性化に資する活動への動機付け・後押しを図る 目標ライン(90%) 達成率99% 	・達成率目標 = 90%以上	A

ファンド全体のKPI

(株) 地域経済活性化支援機構

KPI	進捗状況(平成29年3月末時点)	成果目標	KPI区分
3. ファンドを通じた地域への資金供給(呼び水効果、民業補完の確保) 機構が行うLP出資に係る呼び水効果(民業補完の確保)として、ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合 (民間からの出資総額 ÷ 機構がLP出資したファンドのファンド出資総額 × 100%)	達成率64%(平成29年3月末) ◆ ファンド出資額に占める民間からの出資額の割合:60%以上 目標ライン(60%) 達成率64% 	・達成率目標 = 60%以上	A
4 中小企業等への重点支援の明確化 ・中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む) (中小規模の事業者数(病院・学校等を含む) ÷ 支援決定件数 × 100%)	達成率87%(平成29年3月末) ◆ 支援決定案件66件、うち中小規模事業者(病院・学校等を含む)58件 達成率87% 目標ライン(90%) 	・達成率目標 = 90%以上	B
5 機構全体の収益性確保 ・出資金を全額回収できる収益を確保 機構に対する出資者が出資金を回収できる以上の収益を確保(1.0倍超:利益剰余金増加倍率)	達成倍率1.25倍(平成28年3月期決算 利益剰余金増加倍率) 目標ライン 1.0倍超 達成倍率1.25倍 	・達成率目標 = 倍数1.0倍超	A

個別案件KPIの総括的状況

- ・総括的な進捗・達成状況を把握するため、個別案件において、「すべてのKPIが基準達成2点、KPIの一部が基準未達1点、再生の失敗0点」として個別案件の点数を集計すると、全体で89%の進捗・達成状況となる。
- ・機構が平成29年3月末までに再生支援を行った対象企業に関する雇用確保数の累計は約13,800名となっている。
- (個別案件に関するKPIに係る目標に照らしての個別の案件の進捗・達成状況については非公表)

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)紅乙女酒造 【再生支援完了:平成26年2月28日】	(株)中山製鋼所 【再生支援完了:平成28年3月28日】	(株)北都 (株)三都 【再生支援完了:平成25年10月29日】
再生支援決定	平成25年3月21日	平成25年3月28日	平成25年3月28日
買取決定等	平成25年5月23日	平成25年6月20日	平成25年5月28日(買取しない旨)
出資決定	—	—	—
処分決定	平成26年1月31日	平成28年3月25日	—
事業概要			
業種	酒類製造、酒類販売	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、不動産事業	印刷物の製造及び販売等(北都) A判印刷事業(三都)
本社所在地/資本金	福岡県/0.7億円	大阪府/155.38億円	新潟県/0.99億円(北都) 1.56億円(三都)
企業グループ	—	連結子会社6社(H25/2/28)	—
従業員	36名(H24/12末)	538名(H25/1/1、中山製鋼所単体)	148名(H24/12末、北都) 4名(H24/12末、三都)
支援申込/連名金融機関等	福岡銀行、ふくや	三菱東京UFJ銀行	第四銀行、島津印刷
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	H21年に銀行の協力を得て、事業構造の再構築、低コスト企業体質への変革を図ったが、競争環境が更に厳しくなる中で、収益力回復には至らず、H22年12月期には経常赤字を、翌期には営業赤字を計上した。今後の収益回復も限定的な中、過去の設備投資の借入負担は重く、老朽化した生産設備の修繕や必要な設備投資等に伴う追加コストも予想されることから、主力の福岡銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。	リーマンショックにより鉄鋼需要が急激に悪化、転炉工場及びコークス工場の休止やエネルギー供給体制の再構築により大幅なコスト削減を行ったが、高炉メーカー時代の休止設備や工場敷地を抱え、多重構造の組織人員体制のまま高コスト体質から脱却できず、H18年以降の熱延工場への新規投資等の借入負担も重く、H21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っていることから、主力の三菱東京UFJ銀行と協議し、申込に至った。	北都は、商業印刷事業が低迷する中、本社工場を増築、新規に印刷機を導入したが、当初予定通りには受注が伸びず、結果として借入残高を増加させることとなった。また、H19年12月からH20年1月までの間に、ファクタリング債権を購入し、資金繰りを圧迫する要因となった。三都も、出版業の不振を背景に北都からのA判印刷事業の受注量が伸びず、業績も低迷していることから、主力の第四銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。
事業計画売上高経常利益	『胡麻焼酎への回帰』及び『麦焼酎の再構築』を行い、『プロダクトミックス等の再構築による収益構造の改善』を図ると共に、『製造設備の投資』により、再生を図る。 売上高:16億円(H23.12) 経常利益:▲1.41億円(H23.12)	『業界トップクラスのローコスト経営の確立』、『グループ体経営の強化による総合力の発揮』及び『健全な財務体質への改善』を基本方針として、再生を図る。 売上高:1,138億円(H24.3、中山製鋼所単体) 経常利益:▲83.43億円(H24.3、中山製鋼所単体)	『顧客開拓の協力』、『共同仕入等による材料費削減』、『外注費の改善』、『下請受注による売上拡大』及び『コスト削減』の各施策を実施し、再生を図る。 売上高:26億円(H24.6、北都) 2億円(H24.6、三都) 経常利益:▲0.65億円(H24.6、北都) ▲0.90億円(H24.6、三都)
スキーム骨子	スポンサーは、既存株主より、再生支援対象事業者の発行済株式の全部を備忘価格にて取得し、再生支援対象事業者の100%親会社となる。	グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的に、株式交換による連結子会社の完全子会社化を実施。事業再生計画遂行の為に第三者割当増資を行い、スポンサーから約90億円を調達。また、資本剰余金を減少させ、負の利益剰余金を可及的速やかに解消させる。	北都は、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、印刷事業及び負担可能な債務を承継。分割後の新会社は、スポンサーから85百万円の出資、第四銀行から最大200百万円の運転資金枠の設定を受ける。三都は、スポンサーの子会社に対して、印刷事業を譲渡する。
増資	—	第三者割当により、スポンサーが約90億円を出資	新会社に対し、スポンサーが85百万円を出資
スポンサー候補	ふくや	新日鉄住金、日鐵商事、阪和興業、エア・ウォーター、大阪瓦斯、大和PIパートナーズ	島津印刷

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)マリーナ電子 (株)マリーナ産業 【再生支援完了:平成26年2月7日】	医療法人社団東華会 (有)東華医療設備 【再生支援完了:平成27年12月25日】	寿工業(株)
再生支援決定	平成25年3月28日	平成25年5月30日	平成25年9月13日
買取決定等	平成25年5月28日(買取しない旨)	平成25年8月2日	平成25年11月29日
出資決定	—	—	平成25年11月29日
処分決定	—	平成27年12月18日	平成27年9月11日(債権)
事業概要			
業種	電子部品受託製造業(マリーナ電子) OA機器等販売業、不動産賃貸業(マリーナ産業)	医療事業及び介護事業(東華会) 病院敷地等の不動産賃貸業(東華医療設備)	鉄鋼製品及び鋳鋼品の製造販売等
本社所在地/資本金	茨城県/4.17億円(マリーナ電子) 0.15億円(マリーナ産業)	神奈川県/0.11億円[出資金](東華会) 0.03億円(東華医療設備)	東京都/0.48億円 (主たる事業所在地:広島県呉市)
企業グループ	—	—	事業子会社6社
従業員	230名(H24/12末、マリーナ電子) 18名(H24/12末、マリーナ産業)	244名(H25/3末、東華会) 0名(H24/12末、東華医療設備)	[単体]78名、[連結]386名(H24/11末)
支援申込/連名金融機関等	筑波銀行、常陽銀行、キャノン電子	横浜銀行	もみじ銀行、広島銀行、呉信用金庫、商工組合中央金庫
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	マリーナ電子は、世界的な景気後退により、売上高はピーク時の約3分の1に落ち込み、関係会社との整理、人員削減及び資金カット等のリストラを実施したが回復せず、資金繰りは逼迫。過去の積極的な設備投資等による多額の有利子負債は返済不能な状況。マリーナ産業は、OA機器等販売・不動産賃貸事業を細々と営んでいるが、こちらも過去の不動産投資等による借入金返済不能なことから、主力の筑波銀行、常陽銀行、主要取引先であるキャノン電子と協議し、申込に至った。	東華会は、収益力と比べて借入過多の状態にあり、また中核事業である相模湖病院は、精神病床削減を進める制度改定が予想される中、設備投資を含む事業モデルの転換を行わないと、現状収益の維持が困難となるおそれがある。これらの状況を受け、主要金融機関である横浜銀行と協議し、事業モデルの転換、新経営体制の確立と共に、金融支援による財務体質改善を企図して、機構への申込に至った。	寿工業は、北九州市において韓国向けの鍛造用鋼塊(インゴット)等を製造するため巨額の資金を調達し、韓国企業と合併で「アジア特殊製鋼株」(ASS)を設立、併せて自身による北九州製作所を設立したが、工場建設中にリーマンショックが勃発。2009年10月から本格稼働したものの、リーマンショックに端を発した需要後退や為替の影響等により、2012年4月にASSは自己破産を申請。北九州製作所はその後操業停止。その結果、ASSに対する多額の保証債務を抱えるに至った。
事業計画 売上高 経常利益	『収益構造の改善、生産性の向上・効率化』、『生産設備の適正化』、『採算管理の徹底化』及び『組織運営体制の改革』の各施策を実施し、再生を図る。	「依存症治療の強化」、「認知症患者の地域連携」、「退院後のケアを見据えた長期入院患者の退院促進」の各施策を実施し、これまでの長期入院が中心であった事業モデルから、地域ケアを中心とする事業モデルへ転換し、再生を図る。	「製鋼事業における売上・収益の維持拡大」、「船用鋳鋼品及び陸用鋳鋼品の収益性改善」、「設備投資の合理化」、「組織運営体制・人事政策の改革」の各施策を実施し、再生を図る。
	売上高:32億円(H24.10、マリーナ電子) 4億円(H24.10、マリーナ産業) 経常利益:▲2.07億円(H24.10、マリーナ電子) ▲0.11億円(H24.10、マリーナ産業)	売上高:21億円(H24.10、東華会) 0.3億円(H24.10、医療設備) 営業利益:0.7億円(H24.10、東華会) 0.2億円(H24.10、医療設備)	売上高:171億円(H24.11) 経常利益:▲14億円(H24.11) 【参考】北九州事業損益を除いた場合 売上高:157億円、経常利益:3.2億円
スキーム骨子	マリーナ電子は、吸収分割により、新会社に基板実装事業及び負担可能な債務を承継。新会社は、茨城いきいき2号ファンド、キャノン電子等から出資、筑波銀行から最大100百万円の運転資金枠の設定を受ける。マリーナ産業は両事業から撤退、OA機器等販売事業は、キャノン電子又はその子会社への会社分割による承継を検討中、不動産賃貸事業は、保有全物件を処分する。	東華医療設備は、東華会に対し不動産移転と免責的債務引受を実施後、特別清算手続を申立て。東華会は、金融機関による金融支援実施後、機構及び横浜銀行による運転資金・構造改革資金等の新規融資(融資枠の設定)、社員・理事等の経営人材派遣などによる再生支援を受ける。	寿工業は吸収分割の手法を用いて同社が設立する新会社に対して全ての事業及び負担可能な債務を承継後、所有不動産等資産処分の上、特別清算手続を申立て。新会社は、機構からの出資(総額5億円)、DESを希望する債権者からの債権の現物出資を受けるとともに、機構より総額350百万円、同じくもみじ銀行からも同額の融資枠の設定を受ける予定。
	増資	新会社に対し、茨城いきいき2号ファンドが32百万円、キャノン電子が7百万円、マリーナ電子代表取締役等個人が11百万円を出資	—
スポンサー候補	—	—	—

【注】改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	新和印刷(株) 新和ロジスティクス(株) 【再生支援完了:平成27年9月29日】	(株)沖縄三越 【再生支援完了:平成28年2月26日】	(株)フレンドリー
再生支援決定	平成26年7月22日	平成26年8月1日	平成26年8月1日
買取決定等	平成26年9月17日(買取しない旨)	平成26年8月29日(買取しない旨)	平成26年10月3日(買取しない旨)
出資決定	—	平成26年8月29日	平成26年10月3日
処分決定	—	平成27年8月28日(債権)、平成27年12月18日(株式)	—
事業概要			
業種	印刷製本業等(新和印刷) 運送業及び倉庫業等(新和ロジスティクス)	百貨店及びその他店舗の運営	ファミリーレストラン・居酒屋の運営
本社所在地/資本金	大阪府/0.69億円(新和印刷) 0.1億円(新和ロジスティクス)	沖縄県/4.54億円	大阪府/39億円
企業グループ	—	—	—
従業員	91名(H26/4末、新和印刷) 12名(H26/4末、新和ロジスティクス)	167名(H26/4/1現在)	202名(H26/3末:正社員)
支援申込/連名金融機関等	三井住友銀行、石田大成社	沖縄銀行、リウボウホールディングス	りそな銀行
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	2000年代における国内での資材印刷需要の急減や、最大取引先の事業再編等に伴う取引方針の見直し、営業人脈の喪失により、受注が大きく落ち込んだ。更にバブル期の不動産投資の失敗に起因する有利子負債が過大であり、事業継続が困難な状況に陥っていた。以上の経緯から、事業を抜本的に再建させるため、三井住友銀行及び石田大成社と協議の上で、再生支援の申し込みをするに至った。	沖縄三越が位置する国際通りの客層が観光客・若年層にシフトしたこと等、地域商業環境の変化等により百貨店売上が減少。加えて、三越商標利用期限の到来が迫り、主要事業である百貨店事業継続の見通しが立たず、抜本的な事業再構築を図るため、主力の沖縄銀行及びリウボウホールディングスと協議し、再生支援の申し込みをするに至った。	2007年のサブプライムローン問題と2008年のリーマンショックに端を発する景気後退・悪化の影響を受け業績が悪化。2010年3月期に「経営構造改革計画」を作成、セントラルキッチンの廃止など様々な対策に取り組み大幅な経費削減を達成したが、設備投資に十分な資金を得るまでには収益は改善せず、メインバンクであるりそな銀行と協議の上、再生支援の申し込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①顧客開拓強化、②業務効率化、③公正かつ適材適所の人事制度及び成果主義の導入の各施策を実施し、再生を図る。	「百貨店事業の終了及び百貨店事業以外の事業継続」、「百貨店閉店後の跡地を利用した、観光エンターテインメント事業の展開」、「スポンサーを中心とした取締役による経営体制の構築」により再生を図る。	①ハードの改善(店舗改装、業態再編)、②ソフトの改善(店舗オペレーション改善等)、③支出の抑制(更なるコスト削減、不採算店からの撤退)を実施し、業績回復を果たす事を目指す。
	売上高:31億円(H25.10、新和印刷) 2億円(H25.12、新和ロジスティクス) 経常利益:0.17億円(H25.10、新和印刷) 0.27億円(H25.12、新和ロジスティクス)	売上高:76億円(H26.2) 経常利益:0.7億円(H26.2)	売上高:91億円(H26.3) 経常利益:△2.8億円(H26.3)
スキーム骨子	新和印刷は、吸収分割の手法を用いて、石田大成社が設立する新会社に対し、事業に必要な資産負債及び権利義務を承継。旧会社は、遊休不動産等を売却し、売却代金は負債の返済に充当。残債務は、特別清算等の法的整理により処理。新和ロジスティクスは、全株式を吸収分割に係る承継資産として移転させ、新会社の100%子会社として石田大成社に経営権を移転。	沖縄三越の法人格を維持し、いわゆる100%減増資を行い、リウボウホールディングスが沖縄三越の経営権を取得。資金面については、リウボウホールディングス及び機構による出資に加え、沖縄銀行及び機構が融資。	取引金融機関に対し約5年間の元本弁済停止を要請、メインバンクは更にDESの実行、コミットメントラインの設定、金利減免、人材の派遣等の金融支援を行う。筆頭株主である前会長は、保有株式の一部を無償譲渡。また機構は新株予約権付社債等を引受け、約10億円の設備投資資金を提供、併せて人材の派遣を行う予定。
	増資	—	100%減資後の沖縄三越に対し、機構から出資(総額0.35億円)
	スポンサー候補	石田大成社	リウボウホールディングス

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)最上 (株)海荘 (株)クリアウォーター	社会福祉法人宇治病院 【再生支援完了:平成27年6月29日】	(株)建材社 【再生支援完了:平成27年1月30日】
再生支援決定	平成26年8月6日	平成26年8月8日	平成26年8月22日
買取決定等	平成26年10月7日	平成26年8月29日(買取しない旨)	平成26年9月12日(買取しない旨)
出資決定	平成26年10月7日	-	-
処分決定	-	-	-
事業概要			
業種	鮮魚小売(最上)、鮮魚小売(海荘)、 辛子明太子製造販売(クリアウォーター)	医療事業、介護事業	建材卸売、タイル工事等
本社所在地/資本金	福岡県/0.48億円(最上)、0.3億円 (海荘)、0.5億円(クリアウォーター)	京都府/0.32億円(基本金)	北海道/3.4億円
企業グループ	-	-	事業子会社5社
従業員	339名(H26/2末、最上)、142名(H26/2末、 海荘)、83名(H26/2末、クリアウォーター)	469名(H26/3末)	[単体]46名(H26/3末)
支援申込/連名金融機関等	福岡銀行	京都銀行	北海道銀行、クワザワ
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	バブル経済の崩壊に伴う国内消費の低迷により業績が徐々に下降する状況に陥った。出店先テナントへの依存体質からの脱却に加え、飲食事業への進出など事業の多角化を行ったが、採算見通しに比して過度な投資支出を行ったため、多額の有利子負債を抱えることとなった。また、2008年のリーマンショックに端を発した更なる消費低迷により業績が悪化し、事業継続は極めて困難な状況に陥ったことから、福岡銀行と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	医療機関の機能分化の流れに沿わない病床運営等により病床稼働率が低下したため、収益が低迷し、収益に比して過大な借入金負担となっていた。一部病床転換等により収益はやや改善したが、建物の老朽化による修繕や設備更新の必要にも迫られているにも関わらず、借入金の返済も困難な状況に陥っていた。そこで、財務体質を改善するとともに、医療・介護の質向上の土台となる経営改善を推し進めることを目的として、再生支援の申込みをするに至った。	バブル期の景気後退を背景に、本業の建材卸売事業が低迷したのに加え、多角化した事業がいずれも深刻な業績不振に陥った。多角化事業の縮小と債務の圧縮を続けたが、リーマンショックによる更なる景気後退により、金融債務の弁済が困難な状況となったことから、取引金融機関の協力を得て、低コスト企業体質への変革を図った。しかし、外部環境は更に悪化し、事業の継続が困難な状況であったことから、北海道銀行及びクワザワと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	「適正な店舗配置」、「仕入調達ルート の適正化・多角化」、「店舗運営オペレ ーションの改善・統一化」及び「経営体制の 刷新と意思決定構造の再構築」の各施 策を実施し、再生を図る。 売上高:35億円(H26.5、最上)、16億円 (H26.5、海荘)、6億円(H26.5クリアウオ ーター) 経常利益:△0.19億円(H26.5最上)、0.13 億円(H26.5海荘)、△0.2億円(H26.5クリア ウォーター)	医療と介護の連携強化、訪問看護体制 の強化、経費削減の各施策を実施し、再 生を図る。 サービス活動収益:31億円(H26.3) サービス活動増減差額:△0.76億円 (H26.3)	①販売体制強化による収益構造の改 善、②与信管理体制の強化、③組織運 営体制強化の各施策を実施し、再生を 図る。 売上高:51億円(H26.3、単体) 経常利益:1.49億円(H26.3、単体)
スキーム骨子	最上100%出資の受皿会社を作り、機構 が株式を譲受した後、会社分割により事 業を譲渡し、機構が出資を実施。併せ て、人材の派遣、融資枠の保証も行う。	関係金融機関等が債権放棄等の金融支 援を実施する。	建材社は、100%減増資の手法を用い て、クワザワの完全子会社となる。一方 で、遊休不動産を売却した売却代金を負 債の返済に充当した上で、取引金融機 関が一部債権放棄を実施する。残債務 については、債権放棄と同日付けで、ク ワザワからの貸付金を原資として全額弁 済する。
増資	新会社に対し、機構から0.98億円の出資 を受ける	-	-
スポンサー候補	-	-	クワザワ

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について
支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	熊本バス(株) 【再生支援完了:平成29年2月10日】	大井川鐵道(株) 大鉄商事(株) 【再生支援完了:平成28年4月27日】	マルカサービス(株) マナレイジャパン(株) 【再生支援完了:平成28年1月29日】
再生支援決定	平成27年2月13日	平成27年5月29日	平成27年7月10日
買取決定等	平成27年4月3日(買取しない旨)	平成27年8月7日(買取しない旨)	平成27年10月2日(買取しない旨)
出資決定	-	-	-
処分決定	-	-	-
事業概要			
業種	自動車一般運輸業(バス事業)、自動車学校運営業等	鉄道事業、不動産賃貸業、物販事業	自動車用品卸業
本社所在地/資本金	熊本県/1億円	静岡県/0.7億円(大井川鐵道)、0.1億円(大鉄商事)	愛知県/0.97億円(マルカサービス)、0.33億円(マナレイジャパン)
企業グループ	-	-	-
従業員	184名(H26/12末)	138名(H27/3末、大井川鐵道)、19名(H27/3末、大鉄商事)	70名(H27/7/10、マルカサービス)、34名(H27/7/10、マナレイジャパン)
支援申込/連名金融機関等	熊本第一信用金庫、肥後銀行	静岡銀行、エクリプス日高	三菱東京UFJ銀行、レイズ
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	熊本バスは、バス事業等の交通サービス等を提供することで、地域社会・経済に貢献し、順調に事業を拡大してきたが、近年、路線バス利用者数が減少し、赤字路線が増加した。また、貸切バス事業もデフレの継続及び規制緩和による競争の激化等を原因として、収益性が悪化したため、恒常的な資金不足に陥り、設備の更新投資が十分に実施できない状態が継続した。このような状況を踏まえ、熊本第一信用金庫及び肥後銀行等と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	大井川鐵道は、静岡県島田市を中心に鉄道運送を行っており、特に高齢者や通学利用者等の貴重な足となっており、地域の重要な交通インフラとして、地域社会に貢献してきた。しかし、沿線の過疎化の進行による利用者減少等によって収益が悪化、また、コスト削減も遅れたことから、返済能力を超えた過大な負債を抱えるに至った。今般、抜本的な事業再建を図るため、静岡銀行及びエクリプス日高と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	マルカサービス及びマナレイジャパンは、自社ブランド品の生産を中国の協力工場に委託するビジネスモデルを採用していたことから、原価高騰を招く円安リスクを避けるために通貨デリバティブを行っていたところ、2008年から2012年にかけて続いた円高により、多額の損失を被った。その後も、消費税等の影響もあり、収益を改善させることができず、資金繰りが逼迫。三菱東京UFJ及びレイズと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画売上高経常利益	①一般乗合事業における広告収入の増加、②旅行事業及び貸切バス事業における商品の充実、収益力の強化、③自動車学校事業における新規講習開始による講習料の増加、④計画的な設備投資の実施による事業競争力の確保 売上高:12億円(H26.3) 経常利益:△1.55億円(H26.3)	①マーケティングの強化、②サービス向上によるリピーター確保、③情報発信力の強化、④収益管理の徹底、⑤従業員教育等の組織改革の各施策を実施 売上高:11億円(H27.3、大井川鐵道) 経常利益:0.03億円(H27.3、同上) 売上高:3.47億円(H27.3、大鉄商事) 経常利益:0.1億円(H27.3、同上)	①利益幅の大きい商品の販売に注力することで収益を拡大、②中価格帯の合併ブランドをスポンサーと共同開発し、利益率を改善、③在庫管理を徹底し、生産計画の精度を上げ、余剰在庫を解消 売上高:139億円(H27.5、マルカサービス) 経常利益:△4.36億円(H27.5、同上) 売上高:54億円(H26.8、マナレイジャパン) 経常利益:0.15億円(H26.8、同上)
スキーム骨子	取引金融機関に対し、現在の金融債務から負担可能な債務を除いた残額につき、債権放棄を要請。また、スポンサーによる300万円の第三者割当増資により経営権を取得し、既存株主については大幅な希薄化。機構及びスポンサーより非常勤の取締役を派遣し、ガバナンスを強化。	取引金融機関に対し、現在の金融債務から負担可能な債務を除いた残額につき、債権放棄を要請。また、スポンサーに対する300万円の第三者割当増資を行い、スポンサーに経営権を移転するとともに、既存株主の株式を大幅に希薄化。併せて、機構及びスポンサーより人材を派遣。	取引金融機関に対し、現在の金融債務から負担可能な債務を除いた残額につき、債権放棄を要請。マルカサービス及びマナレイジャパンは、スポンサーの完全子会社となる(スポンサーに経営権を移転)。
増資	-	-	-
スポンサー候補	九州BOLERO2号投資事業有限責任組合	エクリプス日高	レイズ

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)フードセンター富田屋 【再生支援完了:平成28年12月13日】	村田長(株)	(株)伸東工業 【再生支援完了:平成28年11月29日】
再生支援決定	平成27年8月25日	平成27年9月11日	平成27年11月10日
買取決定等	平成27年10月20日(買取しない旨)	平成27年10月2日	平成27年11月24日(買取しない旨)
出資決定	-	平成27年10月2日	-
処分決定	-	-	-
事業概要			
業種	食料品の加工・販売、日用品・酒類の販売	産業用繊維資材の卸販売	プラスチック部品製造業
本社所在地/資本金	岐阜県/0.18億円	大阪府/1億円	静岡県/0.1億円
企業グループ	-	-	-
従業員	706名(H27/2末)	50名(H27/7末)	51名(H27/9末)
支援申込/連名金融機関等	大垣共立銀行、大垣信用金庫、トミダヤ及びコノミヤ	りそな銀行	遠州信用金庫、安福ゴム工業
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	近年、既存店舗の商圈に競合店の出店が相次ぎ、競争が激化したことから、売上高は減少の一途を辿った(2014年8月期にはピーク時の約半分)。売上高の減少による継続的な営業赤字によって、手元資金が不足。資金不足により、新規出店や設備投資等の収益改善策も実行できず、収益改善の見通しが立たないまま、資金繰りが逼迫。大垣共立銀行、大垣信用金庫、トミダヤ及びコノミヤと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	合皮やアパレル向け繊維が海外生産へシフトされたこと、バブル崩壊以降の国内消費の低迷、価格競争の激化等により売上が減少を続けていたところ、2008年に発生したリーマンショックの影響により、売上の減少が加速した。これらの急激な売上の減少に見合うコスト削減が十分になされず、財務体質が悪化。更に2008年から2012年にかけての円高局面における多額の為替差損の発生、2013年以降の急速な円安進行による仕入価格の高騰が収益を圧迫。りそな銀行と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	伸東工業は、国内及びインドネシアの子会社にて、自動二輪車向けプラスチック製品の製造を手掛けてきたが、リーマンショックを機に国内・インドネシアともに大幅な減収となった。その後も、国内では減収に歯止めがかからず、インドネシアにおいても受注の伸び悩みや人件費の増大等により収益状況が悪化したことから、事業継続が困難な状況に陥った。抜本的な再建を図るため、遠州信用金庫及び安福ゴム工業と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画売上高経常利益	①店舗改革による売上の向上、②組織改革・従業員教育の徹底によるサービス向上・店舗オペレーションの効率化、③財務管理体制の構築等による管理体制の徹底 売上高:178億円(H26.8) 経常利益:△4.36億円(H26.8)	①事業の選択と集中(繊維資材事業以外の全事業からの撤退)により、繊維資材事業の収益力強化を図る、②役員報酬削減や人員削減等により、本部固定費の削減を図る 売上高:42.28億円(H27.3) 経常利益:△0.5億円(H27.3)	①スポンサーと一体となった営業活動、②スポンサーの生産ノウハウの活用、共通仕入、在庫管理体制の構築、③伸東工業の金型設計の技術とスポンサーの製品開発力及び生産準備力の融合 売上高:8.97億円(H26.8) 経常利益:△1.2億円(H26.8)
スキーム骨子	フードセンター富田屋は、スポンサーが設立する「株式会社トミダヤ」に対し、吸収分割にて事業に必要な資産負債及び権利義務を承継する。フードセンター富田屋は、吸収分割で取得したトミダヤの株式をスポンサーに譲渡し、譲渡代金を負債の返済に充当。残債務は、特別清算手続において免除。	村田長は、全部取得条項付種類株式を用いた100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、機構に対して1.5億円の普通株式を発行する(第三者割当増資)。また、機構から経営人材の派遣を受けるとともに、りそな銀行から2億円の範囲で融資枠の設定を受ける。	伸東工業は、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、事業に必要な資産負債及び権利義務を承継。旧会社は、資産処分等により金融債務の弁済を行い、残債務は特別清算により処理。インドネシア子会社はスポンサーに譲渡し、譲渡対価は旧会社の金融債務の弁済に充当される。
増資	-	100%減資後の村田長に対し、機構から出資(総額1.5億円)	-
スポンサー候補	トミダヤ、コノミヤ	-	安福ゴム工業

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)文真堂書店 【再生支援完了:平成28年5月13日】	(株)オーケー	(株)阿蘇熊牧場 【再生支援撤回:平成28年6月24日】
再生支援決定	平成27年11月27日	平成28年3月22日	平成28年3月25日
買取決定等	平成28年1月29日(買取しない旨)	平成28年5月11日(買取しない旨)	-
出資決定	-	-	-
処分決定	-	-	-
事業概要			
業種	書店事業	食品スーパー事業、不動産賃貸事業	テーマパーク運営
本社所在地/資本金	群馬県/1億円	大分県/0.5億円	熊本県/0.4億円
企業グループ	-	-	-
従業員	735名(H27/3末)	573名(H28/2/20現在)	59名(H28.1末)
支援申込/連名金融機関等	群馬銀行、トーハン	大分銀行、マルミヤストア	熊本銀行、スターゲイトホテル
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	同業他社の出店やインターネット経由での書籍販売の普及等による競争の激化、活字離れによる市場の縮小等を原因として収益性が悪化。そのため、恒常的な資金不足に陥り、在庫投資や設備の更新投資が十分に実施できない状態が継続した。このような状況を打開し、抜本的な事業再建を図るため、群馬銀行及びトーハンと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	近年、同業他社やディスカウントストア、ドラッグストア等の異業種を含む競合他社との競争激化に伴い、売上、収益ともに下降し、財務状況の悪化が継続する一方、新規出店に伴う借入負担が重く、資金繰りが逼迫することとなった。このような状況を打開し、抜本的な事業再建を図るため、大分銀行及びマルミヤストアと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	消費者の趣向の多様化が進む環境下において、入場者数の減少が続いていたことに加え、2014年11月の阿蘇山の噴火によって阿蘇地域への観光客が著しく減少したことから、収益性が大幅に悪化。資金繰りに窮するようになり、広告宣伝や設備投資等の収益性改善施策が十分に実施できず、更に入場者数及び売上を減少させるという負の連鎖が生じていたことから、抜本的な事業再建を図るため、熊本銀行及びスターゲイトホテルと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①店舗のスクラップアンドビルド、②顧客ニーズに見合う各種投資の実行(在庫、設備)、③スポンサーからの役員受入れによる組織運営体制の再構築	①外注(テナント)部門の直営化による利益率の向上、②設備投資の実施による店舗競争力の向上(一部店舗のディスカウントストアへの業態変更含む)、③スポンサーからの役員受入れによる組織運営体制の再構築	①マーケティングや情報発信力の強化による収益力の改善、②スポンサーからの役員受け入れによる経営体制の強化、③自治体から広報面での支援を受ける(くまもんととのタイアップ等)等行政との協働
	売上高:92.37億円(H27.6) 営業利益0.35億円(H27.6)	売上高:130.55億円(H27.2) 経常利益:△1.07億円(H27.2)	売上高:4.82億円(H27.3) 経常利益:△1.17億円(H27.3)
スキーム骨子	既存株主から全部取得条項付種類株式を用いて株式を取得の上、スポンサーに対し普通株式を発行することで、スポンサーが文真堂書店の経営権を取得する。また、取引金融機関より金融支援を受ける。	オーケーは、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、事業に必要な資産負債及び権利義務を承継。旧会社は、資産処分等により金融債務の弁済を行い、残債務は特別清算により処理する。	阿蘇熊牧場は、100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、スポンサーからの出資を受け入れることにより、スポンサーの100%子会社となる。更に、集客・ガバナンス・マーケティング等に関するスポンサーのノウハウを導入し、事業・業績の改善を図る。
増資	-	-	-
スポンサー候補	トーハン	マルミヤストア	スターゲイトホテル

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(株)亀田組 (株)進興	ステンレスパイプ工業(株)	勝浦漁業(協組)
再生支援決定	平成28年4月5日	平成28年5月13日	平成28年5月17日
買取決定等	平成28年6月7日(買取しない旨)	平成28年8月5日(買取しない旨)	平成28年7月12日
出資決定	-	-	-
処分決定	-	-	-
事業概要			
業種	建設業及び運送業(亀田組)、建設資材販売業(進興)	ステンレス溶接鋼管製造	協同組合
本社所在地/資本金	大阪府/1億円(亀田組)、0.1億円(進興)	大阪府/1億円	和歌山県/0.68億円
企業グループ	-	-	-
従業員	145名(H27/12末、亀田組)、 7名(H27/12末、進興)	95名(H28/3/15現在)	24名(H27.3末)
支援申込/連名金融機関等	近畿大阪銀行、ピーエス三菱、ニューテック康和	商工組合中央金庫、阪和興業	農林中央金庫、和歌山県信用漁業協同組合連合会(県漁連)
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	創業以来一貫して、プレストレスト・コンクリート工法による橋梁上部工事に特化し、業界内では相応の知名度を有していたが、近年の公共工事の大幅な縮小等により、収益環境が悪化した。また、労働者不足による労働単価の上昇、工事の受発注の変動による待機人件費の発生、管理部門でのコスト削減の遅れ等により、資金繰りも厳しい状況が続いた。このため、抜本的な事業再建を図るため、近畿大阪銀行及びピーエス三菱と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	リーマンショックによる景気の悪化を原因とする輸出プラントの減少によって、販売数量が減少したことから、売上が大幅に減少した。また、売上高の維持を図るため受注に基づかない製品を生産した結果、過剰となった在庫を廉価で販売することとなり、更に収益性が悪化。借入金の返済が困難となり、多額の有利子負債を抱えたことから、事業継続が困難な状況となった。このため、抜本的な事業再建を図るため、商工組合中央金庫及び阪和興業と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	遠洋マグロ漁業組合員の経営破綻が相次ぎ(200海里宣言や円高等の影響による)、信用事業における組合員向け貸付債権及び経済事業債権の大半が不良債権化したことから、大幅な債務超過に陥った。また、近年は、水揚高の低迷により販売事業及び製氷冷凍事業の収入も減少し、資金繰りが厳しい状況が続いた。このため、抜本的な事業再建を図るため、農林中央金庫及び県漁連と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①事業の選択と集中による経営資源の集中、②技術・技術水準の維持、③財務管理体制の構築等による管理体制の徹底 売上高:22.17億円(H27.12、亀田組) 経常利益:△0.57億円(H27.12、同上) 売上高:2.87億円(H27.12、進興) 経常利益:0.02億円(H27.12、同上)	①スポンサーからの役員派遣による経営体制の刷新、②スポンサーと一体となった営業体制の強化、③受注に応じた生産管理体制への転換、④不採算部門からの撤退や徹底したコスト削減による採算性の向上 売上高:29.56億円(H27.5) 営業利益:△7.19億円(H27.5)	市場運営権(販売事業)は県漁連へ譲渡、市場開設権は那智勝浦町へ移管し、①販売事業収益の維持・拡大、②販売事業における経営管理体制の強化、③行政機関・地域との連携強化、の各施策を実施 売上高:3.04億円(H27.3) 事業利益:0.65億円(H27.3)
スキーム骨子	亀田組は、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、主力事業及び負担可能な債務を承継し、新会社は、ニューテック康和から出資及び運転資金枠の設定を受ける。旧会社は、資産処分等により金融債務の弁済を行い、残債務は特別清算により処理する。一方、進興は、上記吸収分割実施前に、亀田組に吸収合併されて消滅する。	ステンレスパイプ工業は、取引金融機関による債権放棄、スポンサーからの出資と役員派遣を受ける。機構は、運転資金に不足が生じた場合に、必要に応じて融資を行う予定。	県漁連に販売事業を、那智勝浦町に市場関連不動産を、それぞれ譲渡。機構が金融機関から債権を買取り、譲渡代金から弁済を受けると共に、保証解除と残債権の放棄を実施する。勝浦漁業協同組合は、債権放棄を受けた後に清算する。
増資	-	-	-
スポンサー候補	ピーエス三菱	阪和興業	和歌山県漁業協同組合連合会

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	(医)清風会 ホスピタル坂東	(株)吉田ハム	(株)阿蘇熊牧場
再生支援決定	平成28年5月27日	平成28年5月31日	平成28年6月27日
買取決定等	平成28年8月5日(買取しない旨)	平成28年6月28日(買取しない旨)	平成28年8月5日(買取しない旨)
出資決定	-	-	-
処分決定	-	-	-
事業概要			
業種	病院及び介護老人保健施設の運営等	食肉卸売、食肉加工品の製造販売	テーマパーク運営
本社所在地/資本金	茨城県/0.07億円	岐阜県/0.48億円	熊本県/0.4億円
企業グループ	-	-	-
従業員	506名(H27/3末)	159名(H28/1末)	59名(H28.4末)
支援申込/連名金融機関等	福祉医療機構、群馬銀行、常陽銀行、筑波銀行	大垣共立銀行、JA全農ミートフーズ	熊本銀行、スターゲイトホテル
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	2012年5月にホスピタル坂東による診療報酬の不正請求が判明した。これにより、精神科救急指定病院の取消、信用の低下による患者数の減少(入院・外来)が続き、営業収益が大きく低迷することになった。清風会及びホスピタル坂東は、このような状況を打開し、医療提供体制の強化及び事業の持続性を確保するためには、抜本的な事業再建を図る必要があると判断し、再生支援の申込みをするに至った。	業界の競争激化等により、売上高がピーク時の約半分まで減少。不採算売上先の整理、リストラその他の経営改善策を講じたものの、売上を回復できなかったことから、抜本的な事業再建を図るため、大垣共立銀行及びJA全農ミートフーズと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	消費者の趣向の多様化が進む環境下において、入場者数の減少が続いていたことに加え、2014年11月の阿蘇山の噴火によって阿蘇地域への観光客が著しく減少したことから、収益性が大幅に悪化。資金繰りに窮するようになり、広告宣伝や設備投資等の収益性改善施策が十分に実施できず、更に入場者数及び売上を減少させるという負の連鎖が生じていたことから、抜本的な事業再建を図るため、熊本銀行及びスターゲイトホテルと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①入院受入体制の強化と退院支援、従来の精神科急性期機能に加え、アルコール依存症や認知症への取り組みの強化、②経営管理機能の構築(財務基盤の見直し等)、③経営管理体制の強化(ガバナンス体制の見直し等)	①経営人材の派遣、②全農グループとの連携等による収益の改善、③管理体制の構築	①マーケティングや情報発信力の強化による収益力の改善、②スポンサーからの役員受け入れによる経営体制の強化、③自治体から広報面での支援を受ける(くまもんとタイアップ等)等行政との協働
	売上高:34.66億円(H27.3) 営業利益△0.17億円(H27.3)	売上高:128.88億円(H28.1) 営業利益:△1.06億円(H28.1)	売上高:5.35億円(H28.3) 経常利益:△0.3億円(H28.3)
スキーム骨子	清風会の創業家出身の社員・理事は退任し、理事長には外部から招聘した医師が就任予定。機構及び金融機関から社員・理事を派遣し、新たなガバナンス体制を構築する。	吉田ハムは、スポンサーが設立する新会社に対し、事業及び事業用資産・負債を譲渡する。当該事業譲渡代金と残存資産の換価代金等を原資として、清算手続の中で一括弁済を行い、残債務の免除を依頼する。	阿蘇熊牧場は、100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、スポンサーからの出資を受け入れることにより、スポンサーの100%子会社となる。更に、集客・ガバナンス・マーケティング等に関するスポンサーのノウハウを導入し、事業・業績の改善を図る。
増資	-	-	-
スポンサー候補	-	JA全農ミートフーズ	スターゲイトホテル

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

支援決定事業者の再生計画の概要
(平成25年3月18日以降に決定したもの)【注】参照

再生支援対象事業者	榮川酒造(株) 【再生支援完了:平成28年10月7日】	(協組)グリーンモール (株)グリーンフード (株)グリーンモール (有)ジーエム	(株)玉川温泉 関直右衛門(資)
再生支援決定	平成28年6月27日	平成28年9月2日	平成28年10月7日
買取決定等	平成28年7月22日(買取しない旨)	平成28年10月21日	平成28年12月2日
出資決定	-	-	平成28年12月2日
処分決定	-	平成28年12月16日	-
事業概要			
業種	酒類製造販売業	商業施設運営、食料品等販売	温泉旅館業
本社所在地/資本金	福島県/0.11億円	島根県/0.08億円(協同組合グリーンモール)	秋田県/0.5億円(玉川温泉)、0.06億円(関直右衛門)
企業グループ	-	-	-
従業員	45名(H27/9末)	117名(H28/3)	101名(H28.3末、玉川温泉) 2名(H28.3末、関直右衛門)
支援申込/連名金融機関等	東邦銀行、ヨシムラ・フード・ホールディングス	山陰合同銀行、日本海信用金庫、イズミ、今井産業	秋田銀行
事業計画概要			
支援申請に至った経緯	日本酒市場の長期的な縮小傾向や東日本大震災による福島県の人口減少等の外部環境の悪化を受け、売上高が大幅に減少したことから、借入金の増加を招き、資金繰りが逼迫するようになった。このような状況を打開し、抜本的な事業再建を図るため、東邦銀行及びヨシムラ・フード・ホールディングスと協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	商圏人口の減少、施設全体の有効な店舗配置転換やテナント入れ替え等の経営改善策を打てなかったことから、集客力の低下に歯止めをかけることができなかった。その結果、収入の減少が常態化し、財務状況が急速に悪化したことから、抜本的な事業再建を図るため、山陰合同銀行、日本海信用金庫、イズミ及び今井産業と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。	1980年代半ばから、テレビ局の番組紹介等により人気を博したが、その後ブームが終焉するとともに、景気低迷や旅行形態の変化によって、団体客が減少した。加えて、2011年の東日本大震災の発生により、大幅な減収を余儀なくされたことから、抜本的な事業再建を図るため、秋田銀行と協議の上、再生支援の申込みをするに至った。
事業計画 売上高 経常利益	①スポンサーグループ会社の販路活用、②製品ラインナップの見直し、③営業力の強化、④コスト削減	①収益力・集客力の強化、②経営体制の強化、③地元行政等との協働	玉川旅館と新玉川旅館の集客戦略を明確化した上で、新たなガバナンス体制の下で必要な設備投資を実施し、業務とサービスの改善を図ることによって、収益力を改善させる。
	売上高:7.15億円(H27.9) 営業利益0.01億円(H27.9)	事業収入:2.77億円(H27.9) 経常利益:0.03億円(H27.9)	売上高:13億円(H28.3、玉川温泉) 営業利益:0.01億円(H28.3、同上) 売上高:0.11億円(H28.3、関直右衛門) 営業利益:0.04億円(H28.3、同上)
スキーム骨子	榮川酒造は、100%減資を実施し、既存株主の権利を消滅させた上で、スポンサーからの出資を受け入れることにより、スポンサーの100%子会社となる。	グリーンモールは株式会社へ組織変更後、吸収分割により関係会社3社の資産負債を承継(新グリーンモール(仮称))。新グリーンモールに対し、金融機関は債権放棄を実施し、スポンサーは、①出融資の実行、②商業施設への設備投資、③役員派遣、による事業支援を行う。	玉川温泉は、関直右衛門が保有する株式会社について100%減資し、新株主(機構・秋田銀行・地元企業)から出資を受ける。関直右衛門は、創業者等が保有する全ての持分を玉川温泉に譲渡することで、玉川温泉の100%子会社になる。
増資	-	-	-
スポンサー候補	ヨシムラ・フード・ホールディングス	イズミ、今井産業	-

【注】:改正法施行(平成25年3月18日)後の再生支援決定案件67件のうち、任意公表を行った30件について支援決定時の情報を記載しております。

●事業再生ファンドの組成状況（平成 29 年 3 月末現在）

種類	対象	ファンド名	ファンド 総額	組成日
再生	地域	やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合	30 億円	2013 年 9 月 30 日
		関西広域中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合	33 億円	2013 年 12 月 20 日
		北海道オールスターワン投資事業有限責任組合	30 億円	2014 年 3 月 31 日
	熊本地震 再生	熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合	49.6 億円	2016 年 7 月 29 日

●地域活性化ファンドの組成状況（平成 29 年 3 月末現在）

種類	対象	ファンド名	ファンド 総額	組成日
活性化	地域	わかやま地域活性化投資事業有限責任組合	10 億円	2014 年 1 月 24 日
		しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合	5 億円	2014 年 4 月 30 日
		青函活性化投資事業有限責任組合	2 億円	2014 年 5 月 26 日
		トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合（※）	10 億円	2014 年 5 月 30 日
		ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合	8.6 億円	2014 年 11 月 17 日
		とっとり大学発・産学連携投資事業有限責任組合	10.2 億円	2015 年 1 月 1 日
		しまね大学発・産学連携投資事業有限責任組合	10.2 億円	2015 年 1 月 1 日
		N C B九州活性化投資事業有限責任組合	50 億円	2015 年 1 月 31 日
		飛騨・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合	5 億円	2015 年 2 月 1 日
		やまと観光活性化投資事業有限責任組合	1.5 億円	2015 年 3 月 1 日
		いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合	10 億円	2015 年 3 月 19 日
		八十二地域産業グロースサポート投資事業有限責任組合	5 億円	2015 年 3 月 20 日
		A L L 信州観光活性化投資事業有限責任組合	12 億円	2015 年 3 月 31 日
		しずおか観光活性化投資事業有限責任組合	13 億円	2015 年 3 月 31 日
		沖縄活性化投資事業有限責任組合	20 億円	2015 年 6 月 1 日
		佐賀観光活性化投資事業有限責任組合第 1 号	5 億円	2015 年 7 月 6 日
		ふくい観光活性化投資事業有限責任組合	3 億円	2015 年 8 月 5 日
		千葉・江戸優り佐原観光活性化投資事業有限責任組合	5 億円	2015 年 9 月 30 日
		九州観光活性化投資事業有限責任組合	34 億円	2015 年 10 月 1 日
		広域ちば地域活性化投資事業有限責任組合	5 億円	2015 年 10 月 1 日
		あわぎん地方創生投資事業有限責任組合	10 億円	2015 年 10 月 7 日
		高知県観光活性化投資事業有限責任組合	3 億円	2015 年 10 月 26 日
		S I 地域創生ファンド投資事業有限責任組合	10 億円	2015 年 12 月 17 日
いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合	3.5 億円	2015 年 12 月 25 日		
かながわ観光活性化投資事業有限責任組合	10 億円	2016 年 3 月 31 日		

種類	対象	ファンド名	ファンド 総額	組成日
活性化	地域	こうぎん地域協働投資事業有限責任組合	3億円	2016年4月1日
		飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合	5億円	2016年6月10日
	全国	観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合	52億円	2014年4月1日
		地域ヘルスケア産業支援ファンド投資事業有限責任組合	100億円	2014年9月1日
		地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	290.5億円	2015年4月10日
	九州広域復興	九州広域復興支援投資事業有限責任組合	116.9億円	2016年7月29日

(※) 2016年12月20日に REVIC キャピタル株式会社の全ての持分を山口キャピタル株式会社に譲渡しております。

●特定組合出資の状況（平成 29 年 3 月末現在）

種類	対象	ファンド名	ファンド 総額	特定組合出資決定 日
活性化	地域	ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合	8.6 億円	2014 年 11 月 7 日 及び 2015 年 4 月 17 日
		いわて復興・成長支援投資事業有限責任組合	50 億円	2014 年 11 月 21 日
		みやぎ復興・地域活性化支援投資事業有限責任組合	50 億円	2014 年 11 月 21 日
		ふくしま復興・成長支援ファンド投資事業有限責任組合	50 億円	2014 年 11 月 21 日
		N C B九州活性化投資事業有限責任組合	50 億円	2015 年 1 月 16 日
		やまと観光活性化投資事業有限責任組合	1.5 億円	2015 年 2 月 27 日
		A L L 信州観光活性化投資事業有限責任組合	12 億円	2015 年 3 月 13 日
		沖縄活性化投資事業有限責任組合	20 億円	2015 年 5 月 8 日
		佐賀観光活性化投資事業有限責任組合第 1 号	5 億円	2015 年 6 月 29 日
		ふくい観光活性化投資事業有限責任組合	3 億円	2015 年 7 月 31 日
		千葉・江戸優り佐原観光活性化投資事業有限責任組合	5 億円	2015 年 9 月 11 日
		九州観光活性化投資事業有限責任組合	34 億円	2015 年 9 月 18 日
		あわぎん地方創生投資事業有限責任組合	10 億円	2015 年 10 月 2 日
		S I 地域創生ファンド投資事業有限責任組合	10 億円	2015 年 10 月 2 日
		高知県観光活性化投資事業有限責任組合	3 億円	2015 年 10 月 23 日
		いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合	3.5 億円	2015 年 12 月 18 日
		かながわ観光活性化投資事業有限責任組合	10 億円	2016 年 3 月 25 日
	中部・北陸地域活性化投資事業有限責任組合	設立時 30 億円	2016 年 10 月 7 日	
	全国	地域ヘルスケア産業支援ファンド投資事業有限責任組合	100 億円	2014 年 11 月 21 日
		地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	290.5 億円	2015 年 4 月 3 日 及び 2015 年 9 月 18 日
トパーズ・プライベート・デット 1 号投資事業有限責任組合		100 億円程 度	2015 年 5 月 8 日	

種類	対象	ファンド名	ファンド 総額	特定組合出資決定 日
		観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合	52 億円	2015 年 6 月 29 日
活性化	九州広 域復興	九州広域復興支援投資事業有限責任組合	116.9 億円	2016 年 7 月 22 日

●特定専門家派遣の状況（平成 29 年 3 月末現在）

①【事業再生に関する専門家の派遣】

	派遣先	派遣決定日	業態
1	REVICキャピタル株式会社 (やまぐち事業維新ファンド投資事業有限責任組合担当)	2013年9月27日	ファンド
2	せとみらいキャピタル株式会社	2013年11月29日	ファンド
3	山梨県民信用組合	2013年11月29日	信用組合
4	REVICキャピタル株式会社 (関西広域中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合担当)	2013年12月20日	ファンド
5	株式会社東和銀行	2014年1月31日	第二地銀
6	株式会社百五銀行	2014年1月31日	地方銀行
7	株式会社百十四銀行	2014年1月31日	地方銀行
8	REVICキャピタル株式会社 (北海道オールスターワン投資事業有限責任組合担当)	2014年3月14日	ファンド
9	株式会社沖縄銀行	2014年3月28日	地方銀行
10	株式会社静岡中央銀行	2014年3月28日	第二地銀
11	株式会社東北銀行	2014年3月28日	地方銀行
12	株式会社十六銀行	2014年3月28日	地方銀行
13	愛媛信用金庫	2014年3月28日	信用金庫
14	株式会社秋田銀行	2014年3月28日	地方銀行
15	株式会社香川銀行	2014年3月28日	第二地銀
16	株式会社福邦銀行	2014年3月28日	第二地銀
17	株式会社豊和銀行	2014年3月28日	第二地銀
18	株式会社阿波銀行	2014年6月30日	地方銀行
19	株式会社徳島銀行	2014年6月30日	第二地銀
20	株式会社八千代銀行	2014年6月30日	第二地銀
21	株式会社七十七銀行	2014年8月1日	地方銀行
22	株式会社長野銀行	2014年8月1日	第二地銀
23	株式会社東京都民銀行	2014年9月26日	地方銀行
24	株式会社三重銀行	2014年9月26日	地方銀行
25	株式会社愛知銀行	2014年9月26日	第二地銀
26	株式会社近畿大阪銀行	2014年11月28日	地方銀行
27	株式会社大光銀行	2014年11月28日	第二地銀
28	株式会社千葉銀行	2015年1月30日	地方銀行
29	株式会社大分銀行	2015年1月30日	地方銀行
30	株式会社名古屋銀行	2015年1月30日	第二地銀
31	岐阜信用金庫	2015年1月30日	信用金庫
32	株式会社北陸銀行	2015年2月27日	地方銀行

	派遣先	派遣決定日	業態
33	株式会社中京銀行	2015年2月27日	第二地銀
34	株式会社第三銀行	2015年2月27日	第二地銀
35	長野信用金庫	2015年2月27日	信用金庫
36	鹿沼相互信用金庫	2015年2月27日	信用金庫
37	株式会社横浜銀行	2015年3月27日	地方銀行
38	株式会社大垣共立銀行	2015年3月27日	地方銀行
39	株式会社池田泉州銀行	2015年3月27日	地方銀行
40	株式会社四国銀行	2015年3月27日	地方銀行
41	株式会社高知銀行	2015年3月27日	第二地銀
42	株式会社足利銀行	2015年5月29日	地方銀行
43	株式会社第四銀行	2015年5月29日	地方銀行
44	株式会社東邦銀行	2015年5月29日	地方銀行
45	株式会社山形銀行	2015年5月29日	地方銀行
46	株式会社岩手銀行	2015年5月29日	地方銀行
47	株式会社神奈川銀行	2015年5月29日	第二地銀
48	桐生信用金庫	2015年5月29日	信用金庫
49	敦賀信用金庫	2015年5月29日	信用金庫
50	関信用金庫	2015年5月29日	信用金庫
51	釧路信用組合	2015年5月29日	信用組合
52	株式会社北海道銀行	2015年6月29日	地方銀行
53	宇和島信用金庫	2015年6月29日	信用金庫
54	高松信用金庫	2015年7月31日	信用金庫
55	株式会社荘内銀行	2015年8月28日	地方銀行
56	株式会社清水銀行	2015年8月28日	地方銀行
57	株式会社仙台銀行	2015年8月28日	第二地銀
58	株式会社北日本銀行	2015年8月28日	第二地銀
59	東京東信用金庫	2015年8月28日	信用金庫
60	芝信用金庫	2015年8月28日	信用金庫
61	株式会社伊予銀行	2015年10月23日	地方銀行
62	株式会社宮崎太陽銀行	2015年10月23日	第二地銀
63	株式会社愛媛銀行	2015年10月23日	第二地銀
64	遠州信用金庫	2015年10月23日	信用金庫
65	西武信用金庫	2015年10月23日	信用金庫
66	株式会社北國銀行	2015年11月27日	地方銀行
67	亀有信用金庫	2015年11月27日	信用金庫
68	西尾信用金庫	2015年11月27日	信用金庫
69	茨城県信用組合	2015年11月27日	信用組合
70	株式会社武蔵野銀行	2015年12月18日	地方銀行
71	株式会社佐賀銀行	2015年12月18日	地方銀行
72	水戸信用金庫	2015年12月18日	信用金庫
73	きのくに信用金庫	2015年12月18日	信用金庫

	派遣先	派遣決定日	業態
74	株式会社紀陽銀行	2016年1月29日	地方銀行
75	株式会社沖縄海邦銀行	2016年1月29日	第二地銀
76	かながわ信用金庫	2016年1月29日	信用金庫
77	豊橋商工信用組合	2016年1月29日	信用組合
78	株式会社琉球銀行	2016年3月25日	地方銀行
79	株式会社北越銀行	2016年3月25日	地方銀行
80	興産信用金庫	2016年3月25日	信用金庫
81	諏訪信用金庫	2016年4月22日	信用金庫
82	株式会社埼玉りそな銀行	2016年5月27日	その他銀行
83	株式会社大正銀行	2016年5月27日	第二地銀
84	松本信用金庫	2016年5月27日	信用金庫
85	株式会社熊本銀行	2016年6月10日	第二地銀
86	株式会社肥後銀行	2016年6月27日	地方銀行
87	熊本第一信用金庫	2016年6月27日	信用金庫
88	熊本中央信用金庫	2016年6月27日	信用金庫
89	熊本信用金庫	2016年6月27日	信用金庫
90	埼玉縣信用金庫	2016年6月27日	信用金庫
91	株式会社山梨中央銀行	2016年7月22日	地方銀行
92	北央信用組合	2016年7月22日	信用組合
93	熊本県信用組合	2016年7月22日	信用組合
94	REVICキャピタル株式会社 (熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合担当)	2016年7月22日	ファンド
95	多摩信用金庫	2016年10月7日	信用金庫
96	甲府信用金庫	2016年10月7日	信用金庫
97	株式会社青森銀行	2016年12月2日	地方銀行
98	株式会社滋賀銀行	2016年12月2日	地方銀行
99	浜松信用金庫	2016年12月2日	信用金庫
100	呉信用金庫	2016年12月2日	信用金庫
101	高崎信用金庫	2016年12月2日	信用金庫
102	栃木信用金庫	2016年12月2日	信用金庫
103	利根郡信用金庫	2016年12月2日	信用金庫
104	尼崎信用金庫	2016年12月16日	信用金庫
105	長岡信用金庫	2016年12月16日	信用金庫
106	株式会社十八銀行	2017年1月27日	地方銀行
107	株式会社みなと銀行	2017年1月27日	第二地銀
108	株式会社島根銀行	2017年1月27日	第二地銀
109	上田信用金庫	2017年1月27日	信用金庫
110	朝日信用金庫	2017年2月24日	信用金庫
111	株式会社群馬銀行	2017年3月21日	地方銀行

②【地域活性化事業活動に関する専門家の派遣】

	派遣先	派遣決定日	業態
1	広島信用金庫	2013年12月13日	信用金庫
2	REVICキャピタル株式会社 (わかやま地域活性化投資事業有限責任組合担当)	2014年1月17日	ファンド
3	REVICキャピタル株式会社 (観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年4月25日	ファンド
4	REVICキャピタル株式会社 (しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年4月25日	ファンド
5	REVICキャピタル株式会社 (トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年5月23日	ファンド
6	REVICキャピタル株式会社 (青函活性化投資事業有限責任組合担当)	2014年5月23日	ファンド
7	ひろしんビジネスサービス株式会社	2014年5月23日	その他
8	株式会社但馬銀行	2014年6月13日	地方銀行
9	信金キャピタル株式会社	2014年6月13日	その他
10	株式会社京都銀行	2014年6月30日	地方銀行
11	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	2014年8月1日	その他
12	REVICキャピタル株式会社 (地域ヘルスケア産業支援ファンド投資事業有限責任組合担当)	2014年8月29日	ファンド
13	REVICキャピタル株式会社 (ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合担当)	2014年11月7日	ファンド
14	REVICキャピタル株式会社 (しまね大学発・産学連携投資事業有限責任組合担当)	2014年12月12日	ファンド
15	REVICキャピタル株式会社 (とっとり大学発・産学連携投資事業有限責任組合担当)	2014年12月12日	ファンド
16	NCBキャピタル株式会社 (NCB九州活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年1月16日	ファンド
17	REVICキャピタル株式会社 (飛騨・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合担当)	2015年1月30日	ファンド
18	REVICキャピタル株式会社 (やまと観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年2月27日	ファンド
19	REVICキャピタル株式会社 (いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合担当)	2015年3月13日	ファンド
20	REVICキャピタル株式会社 (八十二地域産業グロースサポート投資事業有限責任組合担当)	2015年3月13日	ファンド
21	REVICキャピタル株式会社 (ALL信州観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年3月13日	ファンド
22	REVICキャピタル株式会社 (しずおか観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年3月27日	ファンド

	派遣先	派遣決定日	業態
23	REVICパートナーズ株式会社 (地域中核企業活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年4月17日	ファンド
24	REVICキャピタル株式会社 (沖縄活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年5月8日	ファンド
25	REVICキャピタル株式会社 (佐賀観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年6月29日	ファンド
26	REVICキャピタル株式会社 (ふくい観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年7月31日	ファンド
27	REVICキャピタル株式会社 (広域ちば地域活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年9月11日	ファンド
28	REVICキャピタル株式会社 (千葉・江戸優り佐原観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年9月11日	ファンド
29	REVICキャピタル株式会社 (九州観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年9月18日	ファンド
30	REVICキャピタル株式会社 (あわぎん地方創生投資事業有限責任組合担当)	2015年10月2日	ファンド
31	REVICキャピタル株式会社 (SI地域創生投資事業有限責任組合担当)	2015年10月2日	ファンド
32	REVICキャピタル株式会社 (高知県観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年10月23日	ファンド
33	REVICキャピタル株式会社 (いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合担当)	2015年12月18日	ファンド
34	REVICキャピタル株式会社 (かながわ観光活性化投資事業有限責任組合担当)	2016年3月25日	ファンド
35	REVICキャピタル株式会社 (こうぎん地域協働投資事業有限責任組合担当)	2016年3月25日	ファンド
36	REVICキャピタル株式会社 (飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合担当)	2016年5月27日	ファンド
37	REVICキャピタル株式会社 (九州広域復興支援投資事業有限責任組合担当)	2016年7月22日	ファンド
38	株式会社常陽産業研究所	2016年10月7日	その他

(注) この他にファンドの投資先事業者3先に対し、特定専門家派遣の決定を行っております。

※①事業再生に関する専門家派遣 111件 + ②地域活性化事業活動に関する専門家派遣 41件 = 合計152件
(平成29年3月末現在)